

平成 27 年度
第 1 回評議員会
(平成 27 年 6 月 30 日開催)

議 案 書

目 次

議 題

- 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告の件
第 2 号議案 平成 26 年度決算報告の件
第 3 号議案 平成 26 年度公益目的支出計画実施報告の件
第 4 号議案 定款変更の件
第 5 号議案 理事・監事選任の件

一般財団法人 前川報恩会

第 1 号議案 平成 26 年度事業報告の件

当財団の平成 26 年度の事業報告書案を別紙（添付資料 1）の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第 2 号議案 平成 26 年度決算報告の件

当財団の平成 26 年度の決算報告書案を別紙（添付資料 2）の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第 3 号議案 平成 26 年度公益目的支出計画実施報告の件

当財団の平成 26 年度の公益目的支出計画実施報告書案を別紙（添付資料 3）の通り作成いたしました。本案は内閣府に提出後、内閣府より修正の指摘がある際には、当該指摘に基づき理事長が修正し監事による確認を経たうえで、再度の提出を行います。

審議のうえ承認を求めます。

第 4 号議案 定款変更の件

当財団の定款変更案を別紙（添付資料 4；変更箇所は p.9 以降の黄色背景色部分）の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第 5 号議案 理事・監事選任の件

平成 27 年 6 月 30 日に任期満了を迎える理事及び監事に代わり、新たに下記の理事及び監事を選任いたします。各候補者において審議のうえ、承認を求めます。

理事候補者

氏名	現職	備考
前川正	(株)前川製作所代表取締役社長	
葉山莞児	大成建設(株)特別顧問	現理事
小林英夫	(株)アルビオン代表取締役会長	現理事
松下敏治	東京スレート(株)代表取締役会長	現理事
寺田壯	イワタ企画株式会社顧問	現理事
佐藤祐司	羽後設備(株)代表取締役会長	現理事

監事候補者

氏名	現職	備考
須田 徹	公認会計士	現監事
茂田井純一	公認会計士	現監事

以上

平成 26 年度 事業報告書 (案)

平成 26 年 4 月 1 日乃至平成 27 年 3 月 31 日
一般財団法人 前川報恩会

目 次

I. 法人の状況に関する重要な事項	3
1. 法人の概要	3
(1). 設立年月日	3
(2). 定款に定める目的（定款第3条全文抜粋）	3
(3). 定款に定める事業内容（定款第4条全文抜粋）	3
(4). 所管官庁に関する事項	3
(5). 会員の状況	3
(6). 主たる事務所・支部の状況	3
(8). 職員に関する事項	4
(9). 認可等に関する事項	4
2. 事業の状況	5
(1). 事業の実施状況	5
① 学術及び科学技術の振興を目的とする助成（定款第4条第1項第1号）	5
② 地域社会の健全な発展を目的とする助成（定款第4条第1項第2号）	5
③ 障がい者の支援を目的とする助成（定款第4条第1項第3号）	5
(2). 重要な契約に関する事項	5
(3). 役員会等に関する事項	6
① 理事会	6
② 評議員会	7
(4). 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移	7
3. 法人の課題	7
4. 株式保有している場合の概要	8
5. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実	8
II. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要	9
III. 附属明細書	10
(添付資料1) 平成26年度 学術研究助成 助成先一覧	11
(添付資料2) 平成26年度 地域振興助成 助成先一覧	13
(添付資料3) 平成26年度 福祉助成 助成先一覧	14

I. 法人の状況に関する重要な事項

1. 法人の概要

(1). 設立年月日

昭和 42 年 12 月 22 日 (平成 24 年 10 月 1 日 一般財団法人に移行)

(2). 定款に定める目的 (定款第 3 条全文抜粋)

この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(3). 定款に定める事業内容 (定款第 4 条全文抜粋)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする助成
- 2 地域社会の健全な発展を目的とする助成
- 3 障がい者の支援を目的とする助成
- 4 その他本財団の目的を達成するために必要な事業

(4). 所管官庁に関する事項

内閣府 公益認定等委員会

(5). 会員の状況

該当なし

(6). 主たる事務所・支部の状況

主たる事務所 : 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号

上記以外の事務所・支部はなし

(7). 役員等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日現在

職名	常勤/ 非常勤	氏名	就任年月日	職務	職業
理事長	常勤	宮野 忠夫	H25. 6. 27 (H25. 6. 25 理事就任)	—	株式会社前川製作所 非常勤顧問
理事	非常勤	葉山 莞児	H25. 6. 25	—	大成建設株式会社 特別顧問
理事	非常勤	小林 英夫	H25. 6. 25	—	株式会社アルビオン 代表取締役会長
理事	非常勤	松下 敏治	H25. 6. 25	—	東京スレート株式会社 代表取締役会長
理事	非常勤	寺田 壯	H25. 6. 25	—	イワタ企画株式会社 顧問
理事	非常勤	佐藤 祐司	H25. 6. 25	—	羽後設備株式会社 代表取締役会長
監事	非常勤	須田 徹	H25. 6. 25	—	公認会計士・税理士
監事	非常勤	茂田井 純一	H25. 6. 25	—	公認会計士・税理士

職名	常勤/ 非常勤	氏名	就任年月日	職務	職業
評議員	非常勤	笠原 敬介	H25.6.20	—	技術士
評議員	非常勤	中 章	H25.6.20	—	株式会社前川製作所 非常勤顧問
評議員	非常勤	本間 謙伍	H25.6.20	—	ニッコーレン株式会社 代表取締役会長
評議員	非常勤	鵜飼 信一	H25.6.20	—	早稲田大学商学部 教授
評議員	非常勤	清水 康之	H25.6.20	—	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構 理事長
評議員	非常勤	丁 宗鐵	H25.6.20	—	日本薬科大学 学長 薬学部 教授

(8). 職員に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日現在

職員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	2 名	+0 名	29 歳 11 ヶ月	3 年 6 ヶ月
女子	0 名	-2 名	歳 ヶ月	年 ヶ月
合計または平均	2 名	-2 名	29 歳 11 ヶ月	3 年 6 ヶ月

(9). 認可等に関する事項

連絡年月日	事項	履行状況
平成 26 年 6 月 22 日	公益目的支出計画実施報告書等の提出	平成 26 年 10 月 17 日 補正・修正提出 同日 処分・完了

2. 事業の状況

(1) 事業の実施状況

① 学術及び科学技術の振興を目的とする助成（定款第4条第1項第1号）

平成26年度は、地球環境の保全、医療の発展及び食料・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究分野のうち、「環境・熱エネルギー」というテーマを設定し、これに結びつく研究を助成対象とした。平成26年10月1日から10月31日にかけて当財団のホームページ上にて学術研究助成の自己推薦を募ったところ、全体で32件の申請があり、平成26年11月11日に学術研究助成調査委員山本良一氏と協議を行い、この中より26名に絞り込んだ。この調査結果について推薦委員河合素直氏へ諮問し、平成26年11月18日付で26名中24名に対して推薦を受けた。平成26年度第4回理事会（平成26年12月15日）において、総計24名に対する総額1,194万円の助成を決定し、これを実行した。（詳細はpp.11-12添付資料1を参照のこと。）

② 地域社会の健全な発展を目的とする助成（定款第4条第1項第2号）

平成26年度も、天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行った。平成26年10月1日から10月31日にかけて当財団のホームページ上にて地域振興助成の自己推薦を募ったところ、全体で32件の申請があり、平成26年11月11日に地域振興助成調査委員勝田正文氏と協議を行い、この中より17件に絞り込んだ。この調査結果について推薦委員古在豊樹氏へ諮問し、平成26年11月19日付で17団体中8団体に対する推薦を受けた。平成26年度第4回理事会（平成26年12月15日）において、総計8団体に対する総額396万円の助成を決定し、その後1団体からの辞退を受けて総計7団体に対する総額350万円の助成を実行した。（詳細はp.13添付資料2を参照のこと。）

③ 障がい者の支援を目的とする助成（定款第4条第1項第3号）

平成26年度も、社会福祉の発展向上のため1)心身に障害のある方々、及び2)それらを援護する施設（団体）を対象とした助成を行った。

平成26年10月1日から10月31日にかけて当財団のホームページ上にて一般公募を行った結果、43団体及び1名から申請があり、平成26年11月18日及び同年12月1日開催の選考委員会による選考を経て平成26年度第4回理事会（平成26年12月15日）において、総計18団体に対する総額391万9,920円の助成を決定し、これを実行した。（詳細はpp.14-15添付資料3を参照のこと。）

(2). 重要な契約に関する事項

該当なし

(3). 役員会等に関する事項

①理事会

・平成 26 年度第 1 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 26 年 5 月 29 日	1. 平成 25 年度事業報告の件 2. 平成 25 年度決算の件 3. 平成 25 年度公益目的支出計画実施報告の件 4. 評議員会開催の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

・平成 26 年度第 2 回理事会

決議があったとみなされた日	議 事 事 項	会議の結果
平成 26 年 6 月 13 日	1. 平成 25 年度事業報告の件 2. 平成 25 年度決算の件	理事全員の同意 及び監事の異議 無し

・平成 26 年度第 3 回理事会

決議があったとみなされた日	議 事 事 項	会議の結果
平成 26 年 10 月 31 日	1. 福祉助成選考委員選定の件	理事全員の同意 及び監事の異議 無し

・平成 26 年度第 4 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 26 年 12 月 15 日	1. 平成 26 年度助成先決定の件 2. 平成 27 年度以降の助成事業に関する件	全会一致で承認 継続審議

・平成 26 年度第 5 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 26 年 3 月 16 日	1. 平成 27 年度事業計画の件 2. 平成 27 年度収支予算の件 3. 平成 27 年度資産運用方針の件 4. 内部統制システムの整備に関する基本方針の件 5. 評議員会開催の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

②評議員会

・平成26年度第1回評議員会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成26年6月20日	1. 平成25年度事業報告の件 2. 平成25年度決算の件 3. 平成25年度公益目的支出計画実施報告の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

・平成26年度第2回評議員会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成27年3月23日	1. 平成27年度事業計画の件 2. 平成27年度収支予算の件 3. 平成27年度資産運用方針の件 4. 内部統制システムの整備に関する基本方針の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

(4). 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

単位：円

事業年度	H24年3月期	H24年9月期	H25年3月期	H26年3月期	H27年3月期
期首正味財産残高	3,763,072,457	3,693,493,469	3,682,619,675	3,667,347,518	3,660,599,055
当期経常収益合計	8,137,630	1,790,800	19,126,930	45,119,366	44,569,060
当期経常費用合計	77,716,618	12,664,594	34,399,087	51,815,829	47,110,141
評価損益等計	0	0	0	△52,000	106,970,063
当期経常増減額	△69,578,988	△10,873,794	△15,272,157	△6,748,463	104,428,982
期末正味財産残高	3,693,493,469	3,682,619,675	3,667,347,518	3,660,599,055	3,765,028,037
資産合計	3,694,787,444	3,684,077,847	3,668,614,493	3,661,324,606	3,766,461,557
負債合計	1,293,975	1,458,172	1,266,975	725,551	1,433,520
正味財産	3,693,493,469	3,682,619,675	3,667,347,518	3,660,599,055	3,765,028,037

3. 法人の課題

平成24年10月に一般財団法人へ移行した後、社会的諸課題の解決に対して万遍なく取り組むため、助成すべき対象を広く設定して事業に取り組んできた。3年が経過し一財団として社会に貢献できた範囲を鑑みると、これまでの万遍ない助成活動よりも、目的に対して直接的な特色を持った助成活動を志すべきではとの反省が挙げられた。今後、この点に関して財団内での議論を活発化させ、改善に向けて邁進していく所存である。また、3助成事業全体を通してどのようにして社会に貢献するのかという財団としての目的を明確にする必要がある。

4. 株式保有している場合の概要

平成 27 年 3 月末における当財団の株式保有状況は次のとおりである。

①企業名	株式会社前川
②事務所の所在地	東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
③資本金等	160, 100, 000 円
④事業内容	不動産賃貸業
⑤役員の数 代表者の氏名	6 名（監査役を含む） 田中 嘉郎（平成 21 年 2 月 20 日就任）
⑥従業員の数	4 名（非常勤勤務者・臨時雇用者を含まない）
⑦当財団の保有する株式の数 発行済株式総数に占める割合	1, 459, 200 株 43. 9%
⑧保有する理由	寄付による取得分につき、配当収入を運営資金の原資とすることを目的とし、継続して保有している。
⑨株式の入手日	昭和 43 年 12 月 16 日分離 昭和 43 年寄付による取得 1, 272, 000 株 平成 19 年 1 月 1 日合併 平成 19 年(株)高原社との合併により交付 187, 200 株
⑩当財団との関係	人事——特になし 資金——特になし 取引——特になし

①企業名	志村産業株式会社
②事務所の所在地	東京都板橋区坂下一丁目 2 番 10 号
③資本金等	34, 000, 000 円
④事業内容	不動産賃貸・管理 木材輸入・販売
⑤役員の数 代表者の氏名	9 名（監査役を含む） 代表取締役社長 香取洋一
⑥従業員の数	8 名
⑦当財団の保有する株式の数 発行済株式総数に占める割合	33, 500 株 9. 3%
⑧保有する理由	寄付による取得分につき、配当収入を運営資金の原資とすることを目的とし、継続して保有している。
⑨株式の入手日	平成 11 年 2 月 26 日寄付による取得 33, 500 株
⑩当財団との関係	人事——特になし 資金——特になし 取引——特になし

5. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当なし

II. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第90条第4項第5号並びに同施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号）第14条第1項第1号から第8号までに基づき、平成26年度第5回理事会（平成27年3月16日開催）において、以下のとおりに内部統制システムの整備に関する基本方針を策定した。

(1). 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法人法90条4項5号）

- ・理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会及び監事に報告する。
- ・監事は、理事の業務執行状況をチェックし、法令若しくは定款違反のおそれ又は著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められたときは、直ちに代表理事に対し法令・定款及び社会規範等の遵守に向けた助言又は是正勧告をすると共に、その事実を理事会及び評議員会へ報告する。

(2). 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（法人法施行規則14条1項1号）

- ・理事の職務の執行に係る重要書類（理事会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行にかかる文書）については、「経理規程」及び「事務処理規程」その他当財団の内部規程の定めに従い、適時適切に保存及び管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

(3). 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（法人法施行規則14条1項2号）

- ・「資産運用規程」を遵守し、当財団の資産運用を行う。
また、四半期に一度開催する資産運用委員会にて、監事同席の下、資産運用状況の確認を行う。
- ・「プライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）」、「個人情報保護規程」を遵守し、当財団の事業を運営する。また、プライバシーポリシーについては、当財団ホームページ内にて掲載し、個人情報の適正な取り扱いに関する法令その他の規範を遵守することを具体的に宣言し、これを遵守する。

(4). 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則14条1項3号）

- ・定款及び理事会運営規則を遵守し、それに従った理事会運営を行う。
- ・各事業年度の始まりまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた資源を効果的に活用する。
- ・理事会の決定に基づく業務執行が効率的に行われるよう、事務局において職務分掌等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進められるよう努める。

(5). 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法人法施行規則14条1項4号）

- ・理事は、職員の職務の執行において重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会及び監事に報告する。
- ・監事は、当財団のコンプライアンスの態勢に問題があると認めるときは、代表理事及び理事会に意見を述べると共に、必要に応じて改善策の策定を求めることができる。

(6). 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (法人法施行規則 14 条 1 項 5 号)

- ・ 監事が求めた場合は、当財団の職員に監事の職務を補助させる。

(7). (6) の使用人の理事からの独立性に関する事項 (法人法施行規則 14 条 1 項 6 号)

- ・ 監事とその職務を補助すべき職員の監査職務遂行の際の指揮命令権者は監事とし、理事等の執行部門からの独立性を確保する。

(8). 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 (法人法施行規則 14 条 1 項 7 号)

- ・ 会計帳簿及び関係書類の提出を受ける他、監事は、必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができる。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行う。

(9). その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (法人法施行規則 14 条 1 項 8 号)

- ・ 監事による監査の実効性を確保するため、必要に応じて、監事が役職員から具体的な業務状況を聴取できるように取り計らう。

Ⅲ. 附属明細書

- 事業報告の内容を補足する重要な事項
該当なし

以上

(添付資料1) 平成26年度 学術研究助成 助成先一覧

No.	所属団体名	テーマ	助成額
	役職 / 氏名		
1	佐世保工業高等専門学校	微粒子とプラズマプロセスを用いた安価な水素脆性防止用膜作製による水素エネルギー社会の実現	¥500,000
	教授 / 川崎 仁晴		
2	筑波大学生命環境系	カビ産生赤色色素の実用的な高効率連続生産システムの開発と DSSC への高度活用	¥500,000
	教授 / 青柳 秀紀		
3	量子ビームユニット	生体分子由来グリーンナノデバイスを用いる広帯域波長光電エネルギー変換	¥500,000
	主任研究員 / 中尾 秀信		
4	静岡大学工学研究科	粒子ジェット噴霧を用いた空調用熱交換器の新しい除霜方法の確立	¥500,000
	准教授 / 吹場 活佳		
5	日本大学理工学部精密機械工学科	高沸点作動流体の飽和蒸気圧と飽和密度の測定	¥500,000
	助教 / 田中 勝之		
6	いわき明星大学科学技術学部 科学技術学科	低 GWP 混合冷媒 R 1234yf + R 1234ze(E) の熱物性計測	¥500,000
	教授 / 東 之弘		
7	広島大学大学院工学研究院	ヒートポンプを核とした未利用熱の面的利用手法に関する研究	¥500,000
	助教 / 金田一 清香		
8	東京農工大学工学府先端機械システム工学専攻	マイクロチャンネル内における気液二相流動様相に及ぼす物性と飽和温度の影響に関する研究	¥500,000
	特任助教 / 榎木 光治		
9	同志社大学理工学部エネルギー機械工学科	CO2 超低温ヒートポンプの蒸発器の最適化問題とシステムパフォーマンスに及ぼす影響	¥500,000
	教授 / 山口 博司		
10	東京工業大学大学院理工学研究科	全有機高分子型熱電変換素子の開発	¥500,000
	准教授 / 道信 剛志		
11	大阪大学理学研究科	並列応答を利用した熱電能の巨大化	¥500,000
	助教 / 高見 剛		
12	三重大学大学院工学研究科	再生可能エネルギーを大規模、高出力、合理的に利用するスマートビルの最適設計	¥500,000
	准教授 / 西村 顕		
13	山形大学大学院理工学研究科	ナノフルイドを用いた温泉熱バイナリー発電プロセスの構築	¥500,000
	准教授 / 松田 圭悟		
14	信州大学工学部機械システム工学科	氷スラリーの流動状態における速度境界層・温度境界層の形成メカニズムの解明	¥500,000
	准教授 / 浅岡 龍徳		
15	佐賀大学工学系研究科	混合物吸着剤 / 混合冷媒による吸着式冷凍機の性能評価	¥500,000
	准教授 / 仮屋 圭史		
16	山形大学理学部物質生命化学科	熱電効果を有する金属錯体探索に関する研究	¥500,000
	准教授 / 金井塚勝彦		

17	山形大学大学院理工学研究科 助教／樋口 健志	豪雪地域における排雪場の冷熱利用可能性の検討	¥450,000
18	長岡工業高等専門学校 教授／松永 茂樹	分子動力学法による酸性雨が海水のエネルギー循環に及ぼす影響の研究	¥500,000
19	九州大学大学院工学研究院 助教／宮田 一司	微細流路内流沸騰熱伝達率の予測式の作成	¥490,000
20	木更津工業高等専門学校 校長／前野 一夫	直線式フリーザにおける冷却・噴流風循環系の解明と高効率化の研究	¥500,000
21	早稲田大学基幹理工学部機械科学・航空学科 教授／齋藤 潔	温室及び鶏舎における空気調和機器の設計開発	¥500,000
22	東京大学大学院新領域創成科学研究科 准教授／党 超鋺	高集光倍率太陽光・熱同時利用システム用高効率冷却デバイスの開発	¥500,000
23	芝浦工業大学システム理工学部機械制御システム学科 教授／君島 真仁	小温度差熱を利用する蒸気サイクル発電システムの特性解析	¥500,000
24	金沢大学理工研究域機械工学系 助教／大西 元	着霜制御体を用いた翼型チューブ熱交換器による高性能ヒートポンプの開発	¥500,000
		合 計	¥11,940,000
		予 算	¥12,000,000

(添付資料2) 平成26年度 地域振興助成 助成先一覧

No.	実施対象都道府県	テーマ	助成額
	団体名		
	代表者		
1	神奈川県	早稲田大学・市民ボランティア・寺社の協働による新たな地域コミュニティの創出	¥500,000
	NPO 法人鎌倉てらこや		
	上江洲 慎		
2	千葉県、東京都	御宿町における日本メキシコ学生交流プログラム2015	¥500,000
	御宿町国際交流協会		
	土屋 武彌		
3	高知県	地キビを利用した「食」の観光化デザイン	¥500,000
	大豊シャクヤクの会		
	西村 正尚		
4	岡山県	訪問理美容で限界集落（生活不便利地）の高齢者を元気にする事業	¥500,000
	マールス福祉ネットワーク協議会		
	高見 登		
5	東京都	小名木川・水彩アートプロジェクト	¥500,000
	NPO 法人江東区の水辺に親しむ会		
	飯田 淑子		
6	宮城県	地域の未来を切り拓くための、宮古島とアチェの子ども国際交流	¥500,000
	NPO 法人地球対話ラボ		
	小川 直美		
7	北海道	ウイルス感染がニンニクに収量および機能性成分に及ぼす影響の解析	¥500,000
	増田研究室		
	増田 税		
		合計	¥3,500,000
		予算	¥2,000,000

(添付資料3) 平成26年度 福祉助成 助成先一覧

No.	都道府県	団体名・助成対象施設	希望物品	助成額
1	大阪府	NPO 法人じゅえる 生活介護事業所オランジュ	LED 照明器具	¥106,272
2	茨城県	社会福祉法人健誠会 障害者支援施設つくば総合福祉センター	輪投げセット、ホームシアターセット、卓上木琴、カラーボーリングセット、Wii リモコンプラスバラエティ	¥85,000
3	熊本県	社会福祉法人清香会 障がい者支援施設清香園及び多機能型事業所明日香	折りたたみテーブル 8 台 折りたたみミス 18 脚	¥299,592
4	三重県	NPO 法人暖家 さくら草	AED	¥235,980
5	宮城県	NPO 法人アクティブ アクティブ・デイ	エコクラフト紐 40 巻	¥200,000
6	石川県	NPO 法人七尾鹿島手をつなぐ育成会 ほうふ子どもの家	洋式便器設備工事費の一部	¥300,000
7	大阪府	NPO 法人堺西自立支援センター はまでらジョブ	電動ドライバー 8 個	¥238,400
8	千葉県	NPO 法人しいの木会 シーモック	介護ベッドセーフティラウンドボード 6 点セット	¥266,700
9	大分県	NPO 法人ゆう 作業所ゆう	刺繍機能一体型ミシン	¥300,000
10	兵庫県	NPO 法人香里菜福祉会 障がい者支援事業所菜の花	台下冷蔵庫 台下冷蔵庫電源工事	¥223,400
11	長野県	NPO 法人どんぐり福祉会 就労継続支援 B 型どんぐりファーム	ネギローター 土揚げ爪 4 本、草刈機	¥271,480
12	東京都	NPO 法人あすみ会 放課後等デイサービスオンリーワン	防災タイルカーペット 280 枚 防災カーテン 4 枚	¥99,684
13	福島県	NPO 法人つくしの里福祉会 就労継続支援 B 型事業所つくしの里	除雪機	¥300,000
14	福岡県	NPO 法人アントレ アントレ・アサーションセンター	収納棚、教材（図書・DVD・おもちゃ・籠・折り紙・絵具等）	¥230,000
15	茨城県	社会福祉法人ふたば会 筑波エコー学園	壁掛扇風機、電気配線及び取付工事、石油ファンヒーター	¥280,260

16	鹿児島県	NPO 法人 RyouikuCircle はなはな きりしま子ども発達支援センター (実樹・わかば・つぼみ)	室内用鉄棒、鉄棒用安全マ ット、バランス、大独楽 等	¥260,172
17	香川県	NPO 法人らでいっしゅ福祉会 らでいっしゅ	平机 (2 台)	¥29,592
18	愛知県	NPO 法人幸せつむぎ 重症心身障がい児デイサービスゆ う	ガスファンヒーター、ガ ス・CO 警報機、加湿空気清 浄機	¥193,388
			合 計	¥3,919,920
			予 算	¥3,500,000

決算報告書(案)

【平成26年度】

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

一般財団法人前川報恩会

貸 借 対 照 表 (案)
(平成27年3月31日)

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成26年度	平成25年度	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	99,418,899	108,905,298	△ 9,486,399
有価証券 (社債・金銭信託・国債)	1,505,480,763	1,700,323,875	△ 194,843,112
未収金	8,913,594	3,161,081	5,752,513
前払金	100,263	67,239	33,024
流動資産合計	1,613,913,519	1,812,457,493	△ 198,543,974
2.固定資産			
その他固定資産			
投資有価証券 (国債・社債・株式)	2,152,548,038	1,848,847,125	303,700,913
ソフトウェア	0	19,988	△ 19,988
その他固定資産合計	2,152,548,038	1,848,867,113	303,680,925
固定資産合計	2,152,548,038	1,848,867,113	303,680,925
資 産 合 計	3,766,461,557	3,661,324,606	105,136,951
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,433,520	725,551	707,969
流動負債合計	1,433,520	725,551	707,969
負債合計	1,433,520	725,551	707,969
III 正味財産の部			
1.一般正味財産	3,765,028,037	3,660,599,055	104,428,982
正味財産合計	3,765,028,037	3,660,599,055	104,428,982
負債・正味財産合計	3,766,461,557	3,661,324,606	105,136,951

正味財産増減計算書
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成26年度				合計
	実施事業			法人会計	
	学術研究助成	地域振興助成	福祉助成		
I 一般正味財産増減の部					
1.経常増減の部					
(1)経常収益					
① その他運用益					
受取利息				36,646,770	36,646,770
受取配当金				7,463,500	7,463,500
為替差益				148,521	148,521
② 雑収益				310,269	310,269
経常収益計	0	0	0	44,569,060	44,569,060
(2)経常費用					
① 事業費					
支払助成金					
学術研究助成金	11,940,000				11,940,000
地域振興助成金		3,500,000			3,500,000
福祉助成金			3,919,920		3,919,920
事業管理費					
外部委員報酬	1,000,000	1,000,000	100,000		2,100,000
給与	7,446,000	2,182,663	2,444,532		12,073,195
会議費	44,148	12,941	14,493		71,582
事務用品費	78,576	23,032	25,796		127,404
通信費	347,744	101,934	114,164		563,842
減価償却費	12,328	3,613	4,047		19,988
消耗品費	14,100	4,132	4,628		22,860
貸借料	514,345	150,771	168,860		833,976
支払会費	61,675	18,078	20,247		100,000
旅費交通費	200,792	58,858	65,920		325,570
調査研究費	11,157	3,270	3,662		18,089
退職給付費用	163,588	47,952	53,705		265,245
② 一般管理費					
役員報酬				700,000	700,000
給与				1,341,467	1,341,467
会議費				71,582	71,582
事務用品費				14,156	14,156
通信費				62,649	62,649
消耗品費				2,540	2,540
貸借料				92,664	92,664
接待交際費				0	0
支払手数料				300,405	300,405
公租公課				8,416,688	8,416,688
支払会費				72,000	72,000
旅費交通費				36,175	36,175
調査研究費				2,010	2,010
退職給付費用				29,472	29,472
福利厚生費				86,662	86,662
雑損失				0	0
経常費用計	21,834,453	7,107,244	6,939,974	11,228,470	47,110,141
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 21,834,453	△ 7,107,244	△ 6,939,974	33,340,590	△ 2,541,081
有価証券評価損益等				△ 14,012	△ 14,012
投資有価証券評価損益等				106,984,075	106,984,075
評価損益等計				106,970,063	106,970,063
当期経常増減額	△ 21,834,453	△ 7,107,244	△ 6,939,974	140,310,653	104,428,982
当期一般正味財産増減額					104,428,982
一般正味財産期首残高					3,660,599,055
一般正味財産期末残高					3,765,028,037
II 正味財産期末残高					3,765,028,037

正味財産増減計算書
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成25年度				合計
	実施事業			法人会計	
	学術研究助成	地域振興助成	福祉助成		
I 一般正味財産増減の部					
1.経常増減の部					
(1)経常収益					
① その他運用益					
受取利息				35,342,666	35,342,666
受取配当金				9,775,000	9,775,000
為替差益				0	0
② 雑収益				1,700	1,700
経常収益計	0	0	0	45,119,366	45,119,366
(2)経常費用					
① 事業費					
支払助成金					
学術研究助成金	9,854,000				9,854,000
地域振興助成金		4,500,000			4,500,000
福祉助成金			3,646,245		3,646,245
事業管理費					
外部委員報酬	1,000,000	1,000,000	0		2,000,000
給与	6,547,459	2,990,011	2,422,735		11,960,205
会議費	33,399	15,252	12,359		61,010
事務用品費	92,287	42,144	34,149		168,580
通信費	386,444	176,476	142,995		705,915
減価償却費	10,942	4,997	4,049		19,988
消耗品費	10,857	4,958	4,017		19,832
賃借料	403,516	184,272	149,312		737,100
支払会費	54,744	25,000	20,256		100,000
旅費交通費	280,423	128,060	103,764		512,247
調査研究費	5,602	2,558	2,073		10,233
退職給付費用	140,709	64,257	52,066		257,032
② 一般管理費					
役員報酬				1,033,329	1,033,329
給与				1,328,912	1,328,912
会議費				61,010	61,010
事務用品費				18,731	18,731
通信費				78,435	78,435
消耗品費				2,204	2,204
賃借料				81,900	81,900
接待交際費				89,245	89,245
支払手数料				1,590,825	1,590,825
公租公課				12,715,991	12,715,991
支払会費				72,000	72,000
旅費交通費				56,916	56,916
調査研究費				1,137	1,137
退職給付費用				28,559	28,559
福利厚生費				102,850	102,850
雑損失				1,398	1,398
経常費用計	18,820,382	9,137,985	6,594,020	17,263,442	51,815,829
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 18,820,382	△ 9,137,985	△ 6,594,020	27,855,924	△ 6,696,463
有価証券評価損益等				△ 52,000	△ 52,000
投資有価証券評価損益等				0	0
評価損益等計				△ 52,000	△ 52,000
当期経常増減額	△ 18,820,382	△ 9,137,985	△ 6,594,020	27,803,924	△ 6,748,463
当期一般正味財産増減額					△ 6,748,463
一般正味財産期首残高					3,667,347,518
一般正味財産期末残高					3,660,599,055
II 正味財産期末残高					3,660,599,055

前年度比較

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	実施事業			法人会計	合計
	学術研究助成	地域振興助成	福祉助成		
I 一般正味財産増減の部					
1.経常増減の部					
(1)経常収益					
① その他運用益					
受取利息				1,304,104	1,304,104
受取配当金				△ 2,311,500	△ 2,311,500
為替差益				148,521	148,521
② 雑収益				308,569	308,569
経常収益計	0	0	0	△ 550,306	△ 550,306
(2)経常費用					
① 事業費					
支払助成金					
学術研究助成金	2,086,000				2,086,000
地域振興助成金		△ 1,000,000			△ 1,000,000
福祉助成金			273,675		273,675
事業管理費					
外部委員報酬	0	0	100,000		100,000
給与	898,541	△ 807,348	21,797		112,990
会議費	10,749	△ 2,311	2,134		10,572
事務用品費	△ 13,711	△ 19,112	△ 8,353		△ 41,176
通信費	△ 38,700	△ 74,542	△ 28,831		△ 142,073
減価償却費	1,386	△ 1,384	△ 2		0
消耗品費	3,243	△ 826	611		3,028
貸借料	110,829	△ 33,501	19,548		96,876
支払会費	6,931	△ 6,922	△ 9		0
旅費交通費	△ 79,631	△ 69,202	△ 37,844		△ 186,677
調査研究費	5,555	712	1,589		7,856
退職給付費用	22,879	△ 16,305	1,639		8,213
② 一般管理費					
役員報酬				△ 333,329	△ 333,329
給与				12,555	12,555
会議費				10,572	10,572
事務用品費				△ 4,575	△ 4,575
通信費				△ 15,786	△ 15,786
消耗品費				336	336
貸借料				10,764	10,764
接待交際費				△ 89,245	△ 89,245
支払手数料				△ 1,290,420	△ 1,290,420
公租公課				△ 4,299,303	△ 4,299,303
支払会費				0	0
旅費交通費				△ 20,741	△ 20,741
調査研究費				873	873
退職給付費用				913	913
福利厚生費				△ 16,188	△ 16,188
雑損失				△ 1,398	△ 1,398
経常費用計	3,014,071	△ 2,030,741	345,954	△ 6,034,972	△ 4,705,688
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,014,071	2,030,741	△ 345,954	5,484,666	4,155,382
有価証券評価損益等				37,988	37,988
投資有価証券評価損益等				106,984,075	106,984,075
評価損益等計				107,022,063	107,022,063
当期経常増減額	△ 3,014,071	2,030,741	△ 345,954	112,506,729	111,177,445
当期一般正味財産増減額					111,177,445
一般正味財産期首残高					△ 6,748,463
一般正味財産期末残高					104,428,982
II 正味財産期末残高					104,428,982

財 産 目 録
(平成27年3月31日)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額		
(流動資産)	現金預金	手元保管	運転資金として	99,418,899		
		普通預金		3,490		
		(三菱東京UFJ銀行) 門前仲町支店	運転資金として	9,076,779		
		(みずほ銀行) 深川支店	運転資金として	30,559,699		
		(三井住友銀行) 東京中央支店	運転資金として	58,472,502		
		みずほ証券預け金 10,017.86EUR	運用資産として	1,306,429		
	未収金	未収利息		8,913,594		
	前払金	フランス国債経過利子		100,263		
	有価証券		金銭信託 (みずほ信託銀行)	運用資産として	1,505,480,763	
			CP みずほ証券	運用資産として	300,000,793	
			FFF みずほ証券	運用資産として	399,934,421	
			USD建MMF みずほ証券 34,171USD	運用資産として	300,879,288	
			GBP建MMF みずほ証券 3,122.98GBP	運用資産として	4,109,746	
			社債 (BNPパリバ)	運用資産として	556,515	
流動資産合計				500,000,000		
				1,613,913,519		
(固定資産)	投資有価証券	第117回利付国債 みずほ証券	運用資産として	400,155,755		
		第333回利付国債 三菱UFJモルガンスタンレー証券	運用資産として	299,870,441		
		米国国債 みずほ証券 3,430,000USD	運用資産として	432,368,604		
		英国国債 みずほ証券 285,000GBP	運用資産として	55,840,306		
		独国国債 みずほ証券 690,000EUR	運用資産として	102,850,454		
		仏国国債 みずほ証券 350,000EUR	運用資産として	50,951,839		
		豪国国債 みずほ証券 1,690,000AUD	運用資産として	161,715,639		
		社債 BNPパリバ	運用資産として	500,000,000		
		株式 株式会社前川 1,459,200株	運用資産として	147,120,000		
		株式 志村産業株式会社 33,500株	運用資産として	1,675,000		
		固定資産合計				2,152,548,038
		資産合計				3,766,461,557
		(流動負債)	未払金	役員報酬		1,433,520
				給与負担金等		700,000
施設利用料				608,764		
通信費等諸費用				28,728		
職員立替払分				54,533		
				41,495		
流動負債合計				1,433,520		
負債合計				1,433,520		
正味財産				3,765,028,037		

財務諸表に対する附属明細書及び注記

1. 重要な会計方針

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券……償却原価法(利息法)によっている。
うち、CP(みずほ証券)に関しては預金と同様の性質を有するものとして取得原価によっている。
 - ②満期保有目的の債券以外の有価証券
 - a.時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
 - b.時価のないもの……移動平均法による原価法によっている。
- 2) 固定資産の減価償却の方法
残存価額をゼロとする定額法によっている。
- 3) 引当金の計上基準
該当がない。
- 4) リース取引の処理方法
該当がない。
- 5) 消費税等の会計処理
税込処理している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合計(基本金)	0	0	0	0

3. 担保に供している資産

該当がない

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
ソフトウェア (PCA会計ソフト)	263,470	263,470	0
ソフトウェア (microsoft office)	99,940	99,940	0
合 計	363,410	363,410	0

5. 保証債務等の偶発債務

該当がない

6. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
CP(みずほ証券)	399,934,421	-	-
社債(BNPパリバ)	1,000,000,000	-	-
小 計	1,399,934,421	-	-
第117回利付国債	400,155,755	401,720,000	1,564,245
第333回利付国債	299,870,441	307,320,000	7,449,559
小 計	700,026,196	709,040,000	9,013,804

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当がない

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当がない

9. 関連当事者との取引の内容

該当がない

10. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当がない

11. 重要な後発事象

該当がない

12. 実施事業に係る資産(実施事業資産)

該当がない

13. その他

正味財産増減計算書における経常増減の部の「雑収益」は、平成25年度助成事業の未使用金の返金による。

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

平成27年6月26日

内閣総理大臣

安部晋三

殿

法人の名称 一般財団法人前川報恩会

代表者の氏名 宮野 忠夫

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり平成26年度（平成26年4月1日 から平成27年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1:法人の基本情報】

【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A004834
法人名	一般財団法人前川報恩会

1. 基本情報

フリガナ	イッパンザイダンホウジンマエカワホウオンカイ		
法人の名称	一般財団法人前川報恩会		
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒1358482 東京都 江東区牡丹3-14-15	
	代表電話番号	03-3642-1566 (内線) FAX番号 03-3643-7094	
	代表メールアドレス	houonkai@mayekawa.org,	
	ホームページアドレス	http://www.mayekawa.org/	
代表者の氏名	宮野 忠夫		
事業年度	04月 01日 ~ 03月 31日		
担当者注	氏名(又は名称)	松尾 守彦	役職(又は担当者名) 職員
	電話番号	03-3642-1566	FAX番号 03-3643-7094
	電子メールアドレス	morihiko-matsuo@mayekawa.org	
事業の概要	昭和42年の設立以降一貫して1)学術及び科学技術の振興2)障がい者の支援に対する助成を行っており、一般財団法人へ移行後は3)地域社会の健全な発展に対する助成にも着手し、公益に資する活動を拡充している。		

注：代理人による提出の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【平成26 年度(2014/4/1 から 2015/3/31 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	9,741,517,958円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 ((1)+(2)-(3))	102,065,303円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	66,183,632円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	35,881,671円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	0円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	9,639,452,655円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 注	
当該事業年度の公益目的支出額(35,881,671円)は、毎年の公益目的支出額の見込額(34,304,000円)に対して1,577,671円の計画超過となり、公益目的収支差額の未達額は昨年度の2,424,368円から、846,697円に縮小した。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	(1)計画上の完了見込み	平成309年3月31日
	(2)(1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	9,741,517,958円	9,741,517,958円	9,741,517,958円	9,741,517,958円	9,741,517,958円
公益目的収支差額	68,608,000円	66,183,632円	102,912,000円	102,065,303円	137,216,000円
公益目的支出の額	34,304,000円	31,631,245円	34,304,000円	35,881,671円	34,304,000円
実施事業収入の額	0円	0円	0円	0円	0円
公益目的財産残額	9,672,909,958円	9,675,334,326円	9,638,605,958円	9,639,452,655円	9,604,301,958円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(1)-1〔公益目的支出計画実施報告書〕

(1)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公1	学術及び科学技術の振興を目的とする助成事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
<p>1. 趣旨 地球環境の保全、医療の発展及び食糧・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会へ向けての課題を解決することを目的とする。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>1) 助成対象者 原則として、大学・企業等の法人、又は実体のある任意団体に所属する研究者。</p> <p>2) 決定方法</p> <p>ア. 事業計画の策定 当該年度における研究開発すべき特定の分野、助成金額及び助成件数等を設定する。</p> <p>イ. 調査 限られた助成金を十分に活かすため、アで設定された研究分野において実績を有し、有能であると認められる研究者を調査する。 その際には、当該分野に精通した有識者の意見等を参考にし、必要な場合には研究室へ訪問もを行い、研究環境等を考慮する。</p> <p>ウ. 研究費提供のご案内 研究者に当財団の趣旨及び研究分野等を説明し、当該年度の研究計画書を提出していただく。</p> <p>エ. 外部の専門家に対する諮問 当該研究分野に精通した外部の有識者に意見を伺い、適切と判断された場合には推薦状をいただく。 なお、ここでいう有識者は、イの有識者とは異なる者とする。</p> <p>オ. 承認 理事会において、ウの研究計画書及びエの推薦状の内容を検討し、承認する。</p> <p>3) 助成金額 1,100万円程度</p> <p>4) 事業の対象者の数 22名程度</p>	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の見込額	25,156,267円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>平成26年度は、地球環境の保全、医療の発展及び食料・エネルギー・物資等の安定供給等に資する研究分野のうち、「環境・熱エネルギー」というテーマを設定し、これに結びつく研究を助成対象とした。平成26年10月から11月にかけて、当財団事務局及び調査委員山本良一氏で共同し当財団の助成先として相応しい研究者を調査し、26名の候補者を選定した。この調査結果について推薦委員河合素直氏へ諮問し、26名中24名に対して推薦を頂いた。平成26年度第4回理事会(平成26年12月15日)において、総計24名に対する総額1,194万円の助成を決定し、これを実行した。</p>	
(1) 当該事業に係る公益目的支出の額	21,834,453円
(2) 当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3) ((1)-(2))の額	21,834,453円
(4) 当該事業に係る損益計算書の費用の額	21,834,453円
(5) 当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
<p>平成26年度の学術研究助成に係る公益目的支出の額は、見込額に対して3,321,814円の未達になっている。これは、地域振興助成(公2)、福祉助成(経1)に公益目的支出計画で提出している助成見込み額以上の助成金を交付しているため、助成金額により按分している事業管理費が減少していることが要因である。なお公益目的事業全体(公1,公2)では1,498,497円、実施事業全体(公1,公2,経1)では1,577,671円の過達となっている。</p> <p>平成27年度からは質の高い研究者を発掘するための調査活動として学会誌への広告掲載等を行い、受益の機会をより広く設定すると共に、事業の質の向上を図るため外部有識者への諮問期間を例年よりも1ヶ月分長く設定し、26年度予算額に300万円を上乗せした1,500万円の助成予算を達成する所存である。よって、平成26年度の3,231,814円の未達額は公益目的支出計画全体の持続性に影響を与えない。</p>	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(1)-2〔公益目的支出計画実施報告書〕

(1)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等

(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況	
		円	円	円	円		

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

(1)-3〔公益目的支出計画実施報告書〕

(1)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公 ¹	学術及び科学技術の振興を目的とする助成事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
該当なし	0円	0円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	21,834,453円	21,834,453円	異なる費用科目はないため、(1)と(2)は同額である。	
計	21,834,453円	21,834,453円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

(1)-1〔公益目的支出計画実施報告書〕

(1)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公2	地域社会の健全な発展を目的とする助成事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
<p>1. 趣旨 天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行い、地域住民による日本の文化的風土を重んじた共同体の創出を支援し、もってより良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>1) 助成対象 以下の要件を全て満たすこと。 ・天然資源及び文化的資産の保全及び活用を通じ、当該地域の発展に寄与する事業であること。 ・日本の文化的風土を重んじた共同体の創出に向けられた事業であること。 ・継続性かつ発展性のある事業であること。</p> <p>2) 決定方法</p> <p>ア. 事業計画の策定 当該年度における助成金額及び件数等を設定する。</p> <p>イ. 調査 限られた助成金を十分に活かすため、本助成事業の趣旨に合致する適切な事業を調査する。その際には、地域振興事業に精通した経験者若しくは有識者の意見等を参考とし、必要な場合には現地訪問もを行い、地域住民の意見等を考慮する。</p> <p>ウ. 事業支援のご案内 当該事業の代表者若しくはその関係者に本助成事業の趣旨を説明し、当該年度の事業計画書を提出していただく。</p> <p>エ. 外部の専門家に対する諮問 地域振興事業に精通した外部の経験者若しくは有識者に意見を伺い、適切と判断された場合には推薦状をいただく。 なお、ここでいう経験者及び有識者とは、イの経験者及び有識者とは異なる者とする。</p> <p>オ. 承認 理事会において、ウの事業計画書及びエの推薦状の内容を検討し、承認する。</p> <p>3) 助成金額 100万円程度</p> <p>4) 事業件数 2件程度</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	2,286,933円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>平成26年度も、天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行った。平成26年10月から11月にかけて、当財団事務局及び調査委員勝田正文氏で共同し、本助成事業の趣旨に合致する適切な事業を調査した結果、計17団体の助成先候補が挙げられた。この調査結果について推薦委員古在豊樹氏へ諮問し、17団体中8団体に対する推薦を受けた。平成26年度第4回理事会(平成26年12月15日)において、総計8団体に対する総額396万円の助成を決定し、その後1団体からの辞退を受けて総計7団体に対する総額350万円の助成を実施した。</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	7,107,244円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3)((1)-(2))の額	7,107,244円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	7,107,244円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
<p>平成26年度の地域振興助成に係る公益目的支出の額は、見込額に対して4,820,311円の過達になっている。これは、当財団の地域振興助成事業として助成すべきと目される候補が多数に上ったため、公益目的支出計画で提出している単年度の助成額(100万円)より250万円多い助成金を交付したことが主因となっている(外部有識者が適切に関与しているため、当該事業の質は保たれている)。また、これにより助成金額により按分している事業管理費が増加していることが副因となっている。 当該過達分により公益目的支出計画全体の持続性が毀損されることはなく、来年度以降も事業を継続できる見込みである。</p>	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(1)-2〔公益目的支出計画実施報告書〕

(1)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(3)実施事業資産の状況等

(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況	
		円	円	円	円		

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

(1)-3〔公益目的支出計画実施報告書〕

(1)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
公2	地域社会の健全な発展を目的とする助成事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
該当なし	0円	0円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	7,107,244円	7,107,244円	異なる費用科目はないため、(1)と(2)は同額である。	
計	7,107,244円	7,107,244円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

(2)-1〔公益目的支出計画実施報告書〕

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継1	障がい者の支援を目的とする助成事業

(1)計画記載事項

事業の概要	
<p>1. 趣旨 社会福祉の発展及び向上を目的として、心身障がい者及びこれらの者を援護する施設(団体)等に対する援助を行う。 なお、心身障がい者施設(団体)等に対する援助は当該施設等の設立経緯、規模、その他の事情により、公共の庇護が十分でないところを重点的に行うものとする。</p> <p>2. 事業内容</p> <p>1) 助成対象 心身障がい者及びこれらの者を援護する施設(団体)。</p> <p>2) 決定方法</p> <p>ア. 事業計画の策定 当該年度における実施時期、助成金額及び助成件数等を設定する。</p> <p>イ. 募集要項の公開 アの計画に従い、募集要項を作成し、ホームページにて公開する。</p> <p>ウ. 選考 募集期間終了後、速やかに選考委員会を開催し、助成先を選定する。</p> <p>エ. 承認 理事会において、ウの選考の結果を承認する。</p> <p>3) 助成金額 300万円程度</p> <p>4) 助成対象者の数 10件程度</p> <p>3. 事業実施の財源 保有株式及び現金資産</p> <p>4. 事業に必要な主な資産 無し</p> <p>5. 受託・請負・補助の有無 無し</p> <p>6. 重要な部分の委託の有無 無し</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の見込額	6,860,800円
(2)当該事業に係る実施事業収入の見込額	0円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>平成26年度も、社会福祉の発展向上のため1)心身に障害のある方々、及び2)それらを援護する施設(団体)を対象とした助成を行った。一般公募を行った結果、43団体及び1名から申請があり、平成26年11月及び12月開催の選考委員会による選考を経て平成26年度第4回理事会(平成26年12月15日)において、総計18団体に対する総額391万9,920円の助成を決定し、これを実行した。</p>	
(1)当該事業に係る公益目的支出の額	6,939,974円
(2)当該事業に係る実施事業収入の額	0円
(3)((1)-(2))の額	6,939,974円
(4)当該事業に係る損益計算書の費用の額	6,939,974円
(5)当該事業に係る損益計算書の収益の額	0円
(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注	
<p>平成26年度の福祉助成に係る公益目的支出の額は、見込額に対して79,174円の過達になっている。これは、当財団の福祉助成事業として助成すべきと目される候補が多数に上ったため、公益目的支出計画で提出している単年度の助成額(300万円)より91万9,920円多い助成金を交付したことが主因となっている(外部有識者が選考委員として関与しているため、当該事業の質は保たれている)。また、これにより助成金額により按分している事業管理費が増加していることが副因である。当該過達分により公益目的支出計画全体の持続性が毀損されることはなく、来年度以降も事業を継続できる見込みである。</p>	

注:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(2)-2〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

(3)実施事業資産の状況等

(事業単位ごとに作成してください。)

番号 注	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日の 帳簿価額	使用の状況	
		円	円	円	円		

注:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

(2)-3〔公益目的支出計画実施報告書〕

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

(事業単位ごとに作成してください。)

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継1	障がい者の支援を目的とする助成事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
該当なし	0円	0円		
計	0円	0円		

注:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注	
その他	6,939,974円	6,939,974円	異なる費用科目はないため、(1)と(2)は同額である。	
計	6,939,974円	6,939,974円		

注:(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注1
該当なし

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。
また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注2
<p>高額財産の取得・処分として当財団は平成24年度下期より、持続的な公益目的支出計画の実施に向けて収益体制の改善に着手した。なお、当財団は移行前の平成24年度第1回理事会及び評議員会(平成24年5月22日)の決定により、一般財団法人への移行時に基本財産および特定資産を、流動資産およびその他固定資産へと組み替えており、本欄で述べる事項は基本財産および特定資産の変動にはあたらない。</p> <p>公益目的実施計画全体に与える影響としては、平成26年度5回理事会(平成27年3月16日)において平成27年度の資産運用方針について、以下の内容が議決された。</p> <p>(1) 公益目的支出計画に掲げている年間1.2%の運用利回りを目標とする。 (2) 運用資産の約4割は安全性資産として、日本国債並に信用リスクの低い円建資産で運用する。 (3) 運用資産の約6割は収益補完性資産として、資産運用委員会が一般財団法人前川報恩会 資産運用規第3条・第4条の定めにより(1)の目標利回りの達成に最低限許容すべきリスクを判断し、運用する。」</p> <p>このことにより平成27年度以降も、持続的な公益目的支出計画の実施が見込まれる。</p>

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。
また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもので、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

別表B〔公益目的支出計画実施報告書〕

別表B〔公益目的支出計画実施報告書〕

【引当金等の明細】

(1)実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

(2)(1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		期末残高
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

(3)「その他支出又は保全が義務付けられているもの」としたもの 注

番号	財産の名称		目的		期末の価額
	期首の価額	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

注：算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合には、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のまま「登録」ボタンをクリックしてください。

一般財団法人前川報恩会 定款 (変更案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人前川報恩会（英文名 MAYEKAWA HOUONKAI FOUNDATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする助成
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする助成
- (3) 障がい者の支援を目的とする助成
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第4号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員

(評議員の設置)

第10条 この法人に評議員6名以上9名以内を置く。

2 評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名及び外部委員 2 名の合計 5 名を理事会で選任する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、6 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と当該法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、第 10 条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期の満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2 以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第 8 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 各評議員に対して、評議員会一回の出席に対し 2 万円を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任の決定
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定
- (3) 評議員選定委員会へ送る候補者の決定
- (4) 評議員会運営規則の承認
- (5) 収支予算及び事業計画の承認
- (6) 決算及び事業報告の承認
- (7) 定款の変更の決定
- (8) 残余財産の処分の決定
- (9) 基本財産の処分及び除外の決定
- (10) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (11) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、評議員総数（現在数）の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員総数（現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任の決定
 - (2) 収支予算及び事業計画の承認
 - (3) 決算及び事業報告の承認
 - (4) 定款の変更の決定
 - (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
 - (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の承認
 - (7) その他法令で定められた事項の決定
- 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 4 第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第 22 条 この法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名以上 5 名以内
- 2 理事のうち理事長を 1 名置き、専務理事を 1 名置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事及び監事の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条の規定により準用する第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度

額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員選定委員の選任
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の規定により準用する第113条に規定された損害賠償の一部免除の決定

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

(招集の通知)

第34条 理事長は、理事会の開催日の3日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、理事総数（現在数）の過半数をもって行う。

- 2 次に掲げる事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けな

なければならない。

- (1) 収支予算及び事業計画の決定
 - (2) 決算及び事業報告の決定
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲り受けの決定
 - (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の決定
 - (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
 - (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項の決定
 - (7) 株式等の議決権の行使の決定
- 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条の規定により準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 運営及び組織

（顧問）

第 38 条 この法人に顧問 5 名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が選任する。
- 3 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 顧問は、この法人の役員として功績があり、かつ広く知見を有する者の中から選出し、この法人の重要事項について、理事長の相談に応じる。
- 7 顧問が、次のいずれかに該当するときは、理事長の決定によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(事務局及び職員)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第 40 条 1 項に規定する公益法人等に帰属させる。

- 2 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項の規定により準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項の規定により準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事（理事長及び専務理事）は、次に掲げる者とする。

理事長 前川 正雄

専務理事 宮野 忠夫

附則

制定：平成 24 年 10 月 01 日

施行：平成 24 年 10 月 01 日

改定：平成 25 年 05 月 30 日

施行：平成 25 年 06 月 01 日

改定：平成 27 年 06 月 30 日

施行：平成 27 年 06 月 30 日